

再 公 告

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 伊藤 敬信

次のとおり一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	履行期限	履行場所	要求番号	備考
発電機等の修理等役務(中央監視制御設備)	仕様書のとおり (2022-1004-023)	式	1	契約日～ 令和5年3月31日	情報本部 (大井通信所 硫黄島)	BP-23D4-204-004	税抜 ※9(2)イ項による

2 競争参加資格

- 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意書を得ているものは、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- 防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の有資格者で「役務の提供等」の「D」等級以上に格付けされた者
- 格付けされている防衛省競争参加資格(令和4・5・6年度の全省庁統一資格)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則(防衛庁訓令第108号 平成18年12月26日)第18条第4項に該当する者
- 契約担当官等(他省庁含む)から指名停止等の措置を受けている者でないこと。
- 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- 「会社更生法(平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法(平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類全て提出した者を除く。
 - 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書(コピー可)
 - 許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類(コピー可)
 - 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課(東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札説明会場及び日時

実施しない。

5 入札会場及び日時

- 入札会場:市ヶ谷駐屯地 E2棟3階 内局入札室
- 入札日時:令和4年11月16日(水) 13時40分

6 入札の無効

本公告第2項に示す競争参加資格のない者の入札、入札に関する条件(入札及び契約心得)に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の可否

- 契約金額が150万円を超える時は情報本部が定める契約書を、50万円を超える時は同請書を作成する。
- 適用する契約条項
役務請負契約条項
暴力団排除に関する特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項

8 保証金に関する事項

入札保証金・契約保証金免除(ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)

9 その他

- 支出負担行為担当官への提出書類
ア 入札開始までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。
イ 代理人による入札は、入札開始までに委任状を提出すること。
ウ 入札に参加を希望する者は、別に配布する入札参加届を提出すること。
エ 参考資料の提出(入札に当たり官側の希望する参考資料の提出にご協力下さい。)
参考資料の提出期限:令和4年11月8日(火)12時00分
- 落札者の決定方法
ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、且つ、有効な入札を行った者を落札者とする。
イ 落札決定に当たっては、総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(税抜き価格)を入札書に記載すること。
- 下請負
現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- 入札要領
本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<http://www.geps.go.jp/>)を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について入札時間までに入札会場へ到着したものに限り、事前に郵送する旨を連絡すること。
- その他
消費税の課税業者に該当しない場合は、入札参加届を提出する際に申告すること。

10 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5番1号 防衛省情報本部会計課 担当:大西(おおにし)
TEL 03-3268-3111(内線 31752) FAX 03-5225-9641

調達要求番号：

情報本部仕様書		
物品番号等	仕様書番号	
品名 又は 件名	発電機等の修理等役務 (中央監視制御設備)	2022-1004-023
		大臣承認 令和 年 月 日
		作成 令和 4年10月 4日
		改正 令和 年 月 日 令和 年 月 日

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部で保有する発電機等の修理等役務（中央監視制御設備）（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

a) 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

1) 法令等

防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）

b) 関連文書

1) 技術文書等 （株）明電舎 ブラシレス同期発電機ED-AF及び自動制御装置 取扱説明書

2. 役務に関する要求

2.1 一般的事項 本役務の実施にあたっては、本仕様書及び図面によるほか、関係法令等に基づき実施するものとする。

2.2 役務実施場所 役務実施場所は、情報本部（硫黄島）とし、細部は付図による。

2.3 役務実施時期 役務実施時期は、現地部隊との調整によるものとする。

2.4 発電機等点検整備

2.4.1 役務対象品目及び数量等 役務対象品目及び数量等は、表1による。

表1－役務対象品目

設備名	本体工号	数量
中央監視制御設備	0T7666SC	1式

2.4.2 作業工程及び作業内容 作業工程及び作業内容は、次による。

a) 作業工程表作成 作業の着手に先立ち作業工程表を作成し、監督官の確認を受けるものとする。

- b) **整備結果報告書作成** 点検結果に基づき、報告書を作成するものとする。
- c) **役務写真・役務作業日誌** 役務に関する写真, 作業日誌を作成するものとする。
- d) **不具合箇所報告書作成** 点検の結果に不具合がある場合には作成するものとする。

3. 品質保証

3.1 **監督・検査** 監督・検査は、支出負担行為担当官の定める監督検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 **提出書類** 契約の相手方は、本役務に関して、**表2**に示す提出書類を提出するものとする。なお、細部は官側との調整による。

表2－提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	媒体	提出先	備考
1	作業工程表	1	契約後速やかに	紙	大井通信所	予定表（日程表）
2	整備結果報告書	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	点検内容（様式適宜）
3	役務写真	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	工程前後
4	役務作業日誌	1	役務終了後速やかに	紙	大井通信所	様式適宜
5	不具合箇所報告書	1	作成の都度	紙	大井通信所	様式適宜

4.2 **整備用器具** 契約の相手方は、本役務の履行に必要な整備用機材を準備するものとする。

4.3 **整備用部品・材料** 整備用部品・材料については、契約の相手方が準備するものとする。

4.4 **修理** **表3**に示す器材は、修理を行うものとする。

表3－修理対象品

装置名	型式・規格	故障部品	数量
中央処理装置	μ PORT M5	CPUシステム基盤	1枚

4.5 **交換部品** **表4**に示す交換部品は、純正品または同等品を使用するものとする。

表4－交換部品

部品名	型式・規格	数量
中央処理装置	エアフィルター	SD32C43985-25
	ハードディスク	UA033/014A
簡易UPS	UPSバッテリー	SAU-A202
電装端末装置盤	シーケンサ用バッテリー	Q6BAT

4.4 **貸付品** 契約の相手方は、本役務の履行において官側が必要と認めた物品等を無償で貸与を受けることができる。なお、貸与の手続等は、**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令**に基づき実施する。

4.5 **情報の保全等** 情報の保全等は次のとおりとする。

a) 契約の相手方は、役務履行上直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 役務の履行にあたり、電子計算機または可搬記憶倍体の持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し許可を得るものとする。

c) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力してはならない。

4.6 官側の支援 契約の相手方は、現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し無償で官側の支援を受けることができる。ただし、硫黄島における宿泊・給食は有償とする。

a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用

b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設等の利用

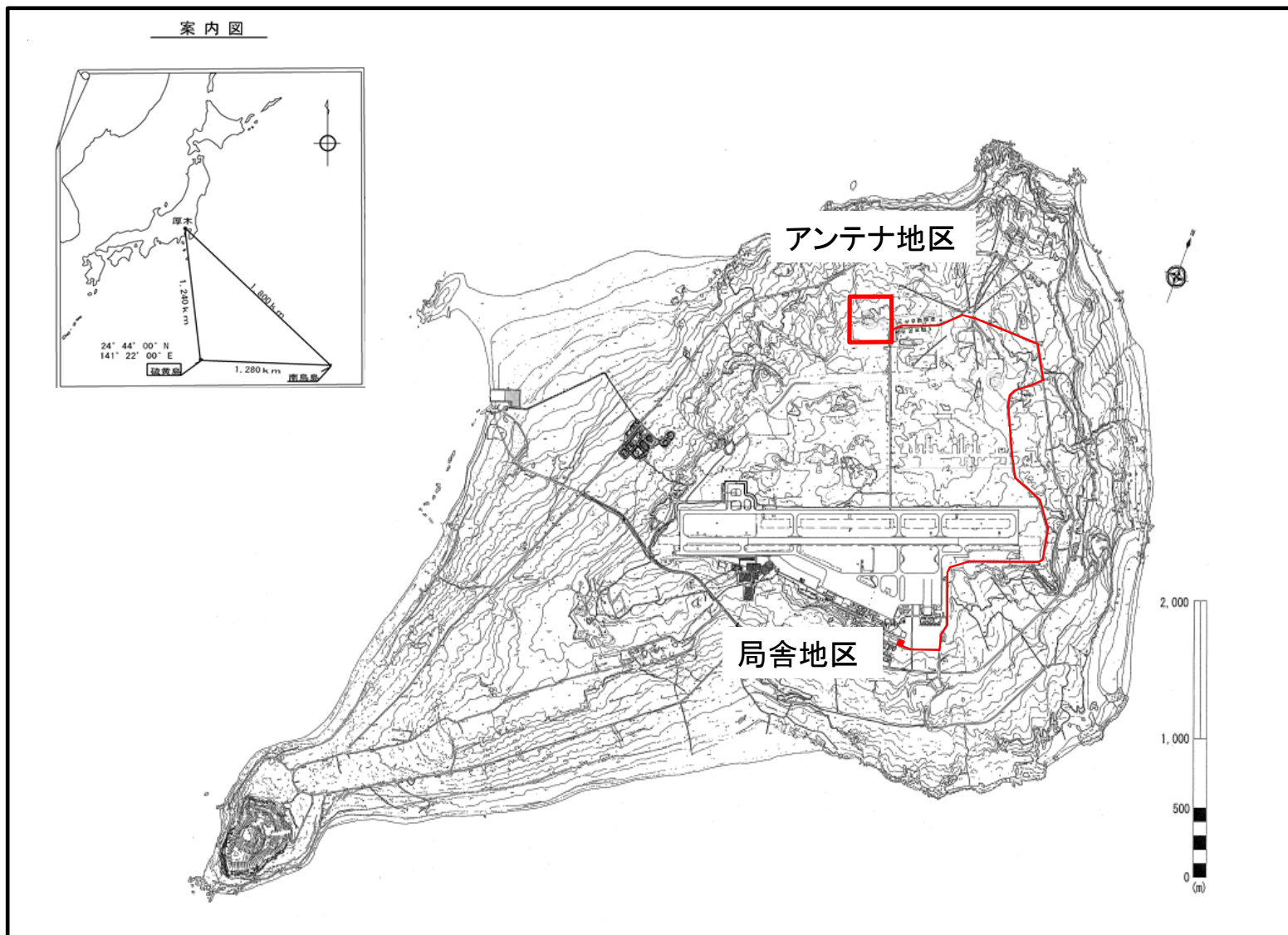
c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示

d) 入間基地、厚木基地、小牧基地または横須賀基地と硫黄島間の人員器材の輸送手段の提供（ただし潤滑油の輸送については、海上自衛隊輸送艦の提供のみとし、輸送に必要な車両の提供は行わない。）

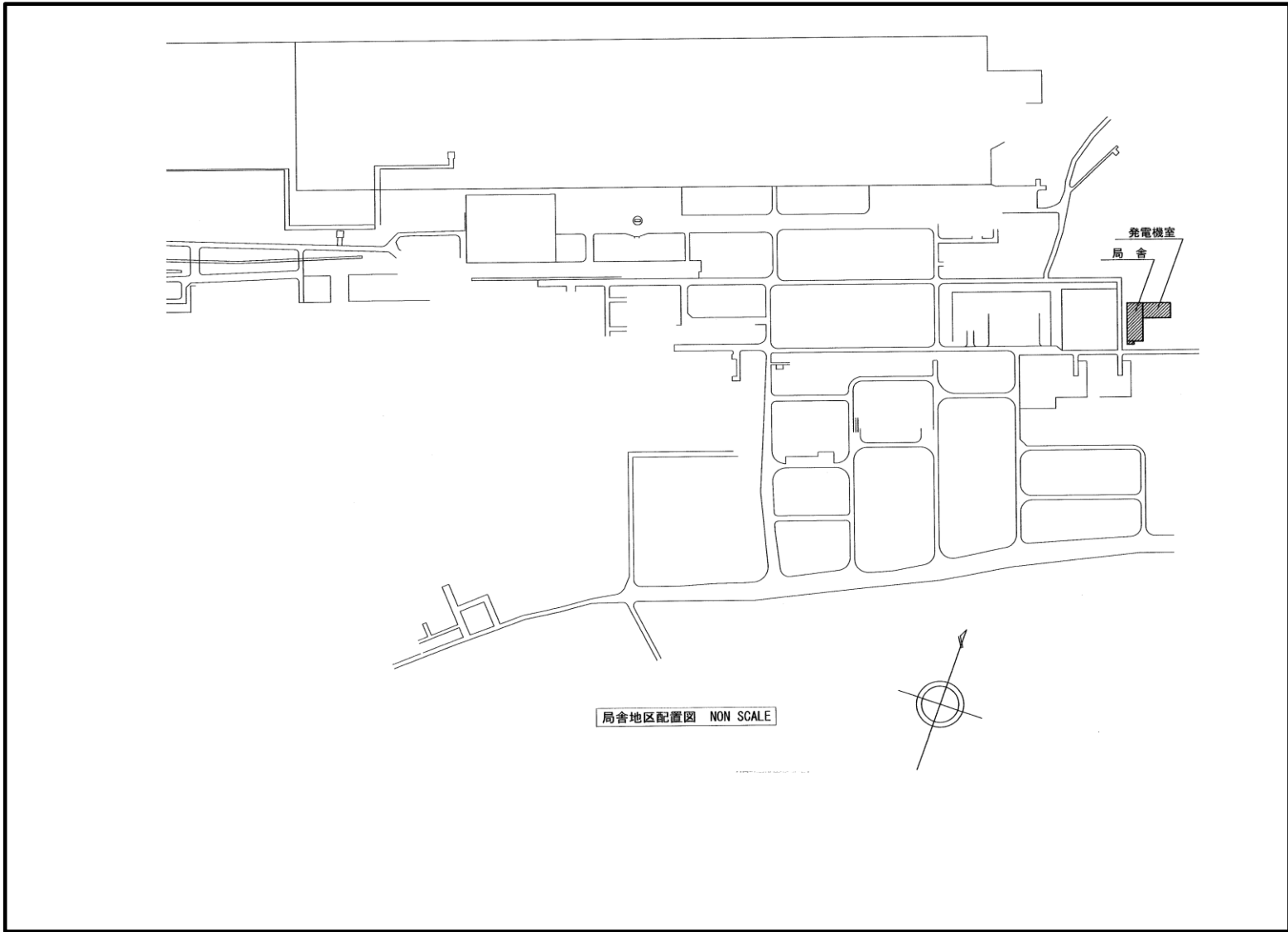
e) 硫黄島における宿泊施設の調整

f) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.7 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と調整するものとする。



付図一硫黄島係位置図①



付図一硫黄島係位置図②